

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知  
 道路の供用開始  
 道路の区域変更

(治山課) 四五七  
 (道路維持課) 四五八  
 (同) 四五八

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表  
 政治団体の異動事項の公表  
 解散届が提出された政治団体の名称等の公表  
 指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表  
 資金管理団体の異動事項の公表

(選挙管理委員会) 四六〇  
 (同) 四六〇  
 (同) 四六一  
 (同) 四六一  
 (同) 四六一

### 公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(環境生活政策課) 四六一  
 (商業流通課) 四六三

## 告示

岐阜県告示第三百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 恵那市大井町字奥戸二七〇九の一
- 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

岐阜県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

岐阜県知事 古田 肇

類の道路	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日）
岐野線	岐阜市御望三丁目一三四番地先から同市同六丁目二番地先まで			一〇八〇	平成三〇・七・二	昭和五九・三・二

岐阜県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

岐阜県知事 古田 肇

類の道路	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日）

県道	上石津線 多賀線	大垣市上石津町下山字大野二九〇四番一地从先から同市同町堂之上字大野一〇四四番一地从先まで	五・三	平成三〇・七・二	平成三三・一・二六	ほか
----	-------------	--	-----	----------	-----------	----

岐阜県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

岐阜県知事 古田 肇

類の道路	路線名	区	間	区域の変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
山勝山線	関市迫間字白山三二七〇番一地从先から同市同字同二八七八番地先まで			前 五・五 後 一〇・〇	五・五 一〇・〇	六・五 一〇・〇	

岐阜県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考
白鳥線	関市板取字宮下四〇七四番地の四地先から同市同字杉沢三八四三番地の一地先まで					前	六六 <sup>ナ</sup> 三三八	六五〇	
						後	二〇 <sup>ナ</sup> 二五三	六五〇	

岐阜県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県農土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考
坂祝線	関市稲河町一九三番地先					前	一〇九 <sup>ナ</sup> 二五六	二六一	
						後	一四 <sup>ナ</sup> 一七三	二六一	

岐阜県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道 二百五十号	下呂市金山町東谷部字西山一四二番一地从先から同市同町同字同一四二番四地先まで					前	二三 <sup>ナ</sup> 二五九	四三	
						後	一四 <sup>ナ</sup> 一五九	四三	

岐阜県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道 二百五十号	下呂市金山町東谷部字西山一九番一地从先から同市同町同字同二二三番一地从先まで					前	二二 <sup>ナ</sup> 二四一	二〇八	
						後	二二 <sup>ナ</sup> 二四一	二〇八	

### 選挙管理委員会告示

つねじちよる。

平成二十二年七月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治  
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
牛田けいいち後援会	牛田 敬一	小林 雅登	中津川市桃山町2 43
大橋たかじ後援会	西脇 和則	足立 和正	養老郡養老町下笠476 1
梶田かつみ後援会	高木 幹夫	下嶋 篤	美濃加茂市深田町1 5 12
岐阜県電気工業業政治連盟	杉浦 匡介	桑山 尚三	岐阜市今川町2 26 3
国島みちひろ後援会	岡田 賛三	平林 英一	高山市西町70
田畑和紀後援会	田畑 和紀	村山 由美子	瑞浪市薬師町1 41
松村たみおを育てる会	松村 多美夫	松村 順子	本巣市文殊885 2
渡辺ますみを育てる会	渡邊 春芳	藤木 文則	美濃加茂市本郷町1 8 29

岐阜県選挙管理委員会告示第六十一号

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治  
団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その  
異動事項を次のとおりおこなふ。

平成二十二年七月二日

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党岐阜 県支部連合会	代 表 者	古 屋 圭 司	金 子 一 義

自由民主党岐阜県選管組合支部	会 計 責 任 者	広 瀬 晴 康	中 山 忠
自由民主党岐阜県林材業支部	会 計 責 任 者	山 口 昌 隆	中 島 薫
自由民主党多治見市支部	代 表 者	山 本 勝 敏	前 田 重 宏
自由民主党根尾支部	会 計 責 任 者	田 中 義 巳	吉 田 行 雄
自由民主党本巢市・北方支部	名 称	自由民主党本巢市・北方支部	自由民主党本巢郡支部
大山こうじ東陵地区後援会	代 表 者	糸魚川 進	若 森 国 男
加納有輝彦後援会	主たる事務所の所在地	中津川市 中津川 1279-1	中津川市 中津川 1292-9
岐阜県医師連盟 下呂市支部	代 表 者	大 塚 正 議	近 藤 靖 士
岐阜県理容政治連盟	会 計 責 任 者	広 瀬 晴 康	中 山 忠
黒田芳弘を育てる会	会 計 責 任 者	黒 田 奈 美 子	山 本 鉄 治 郎
幸福実現党岐阜県本部	主たる事務所の所在地	多治見市 音羽町 3-11	岐阜市 茜部 辰新 1-84
町民主役の神戸町政を考える会	主たる事務所の所在地	安八郡神戸町 大字 川西 125-1	安八郡神戸町 大字 横井 134
	代 表 者	小 川 一 雄	上 松 忍

野田聖子後援会 連合会市橋支部	会 計 責 任 者	岩 井 富 郎	小 川 一 雄
	主たる事務所の所在地	岐阜市 下奈良 2-23-10	岐阜市 市橋 6-5-5
野田聖子後援会 連合会徹明支部	代 表 者	奥 田 義 隆	三 輪 敏 之
	主たる事務所の所在地	岐阜市 神田町 6-18	岐阜市 神田町 6-13
野田聖子後援会 連合会三輪北支部	会 計 責 任 者	深 尾 伸 明	近 松 喜 美 義
柳ヶ瀬商店街政治連盟	代 表 者	市 川 博 一	辻 英 二
山本勝敏後援会	代 表 者	加 納 忠 行	栴 岡 輝 晃
渡辺真後援会	会 計 責 任 者	加 藤 健 二	連 川 信 彦

岐阜県選挙管理委員会告示第111号

各知事選挙区（第111号告示）第17条第1項の規定により、各知事選挙区に設けられたる各選挙区に、その選挙区長の職務を担うこととする。この旨を告示する。

平成二十二年七月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 塚 保 幸

政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党岐阜県参議院選挙区第一支部	藤 井 孝 男	河 合 弘 志	美濃加茂市太田町 1934-2	平成22年 4月12日	政党の支部	自由民主党本部	一以上の市町村の区域等
自由民主党岐阜県参議院選挙区第三支部	松 田 岩 夫	小見山 幸 治	岐阜市藪田南 4-16-6	平成22年 3月31日	政党の支部	自由民主党本部	一以上の市町村の区域等

えびあきおと未来を考える会	高田照巳	細野美智夫	揖斐郡揖斐川町小島 166 1	平成22年 3月29日			
せき公正行政フォーラム	川合治義	川合恵子	関市神野 1244	平成22年 5月12日			

岐阜県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公示する。

平成二十二年七月二日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所所在地	代表者の氏名
牛田 敬一	中津川市議会議員	牛田けいいち後援会	中津川市赤山町 2 43	牛田 敬一
田畑 和紀	瑞浪市議会議員	田畑知紀後援会	瑞浪市薬師町 1 41	田畑 和紀
松村多美夫	岐阜県議会議員	松村たみおを育てる会	本巣市文殊 885 2	松村多美夫

岐阜県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり公示する。

平成二十二年七月二日

岐阜県選挙管理委員会

公 示

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
高崎 健文	資本金管理団体の名称 町民主役の神戸町政を考える会	主たる事務所所在地	安八郡神戸町大字川西 125 1	安八郡神戸町大字横井 134

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まめなかな
- 三 代表者の氏名 長瀬 純子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市上切町八〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地区の住民に対して、介護、福祉に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年七月二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロ―中津川店

中津川市八幡町二〇八二番地一

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年七月二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）スーパー三心岐南店

羽島郡岐南町三宅四丁目一六番 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

平成二十二年七月二日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一號

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター